

専門分科会の調査審議状況について

I 民生委員審査専門分科会

民生委員の審査について

1 委嘱方法

市町に設置された民生委員推薦会が推薦した者について、県知事が、地方社会福祉審議会の意見を聞いて厚生労働大臣に推薦し、厚生労働大臣が委嘱する。
(民生委員法第5条)

2 審査方法

令和2年9月からは、専門分科会会議方法に係る内規を改正し、一斉改選は、専門分科会の会議を開催し、随時は原則として審議を経ないこととしている。

3 審査状況 (広島市、呉市及び福山市を除く。)

定数 [R4. 12. 1~R7. 11. 30] 2,548人(203人)⇒ [R7. 12. 1~] 2,542人(202人)

年度	区 分	審査数(人)			備 考	
		推薦者数				
令和6年	随時(審査なし) (令和7年3月24日委嘱) (令和7年4月1日委嘱)	推薦者数	5	(0)	委員数 2,407人 (202人) 欠員数 141人(1人)	
		解嘱数	辞職	5		(0)
			死亡	1		(0)
			計	6		(0)
令和7年	随時(審査なし) (令和7年4月23日委嘱) (令和7年5月1日委嘱)	推薦者数	3	(0)	委員数 2,405人 (202人) 欠員数 143人(1人)	
		解嘱数	辞職	4		(0)
			死亡	1		(0)
			計	5		(0)
	随時(審査なし) (令和7年4月28日委嘱)	推薦者数	1	(0)	委員数 2,406人 (202人) 欠員数 142人(1人)	
		解嘱数	辞職	0		(0)
			死亡	0		(0)
			計	0		(0)
	随時(審査なし) (令和7年5月23日委嘱)	推薦者数	4	(0)	委員数 2,403人 (202人) 欠員数 145人(1人)	
		解嘱数	辞職	6		(0)
			死亡	1		(0)
			計	7		(0)
	随時(審査なし) (令和7年6月30日委嘱) (令和7年7月1日委嘱)	推薦者数	6	(0)	委員数 2,406人 (201人) 欠員数 142人(2人)	
		解嘱数	辞職	2		(1)
			死亡	1		(0)
			計	3		(1)
	随時(審査なし) (令和7年7月28日委嘱)	推薦者数	5	(1)	委員数 2,410人 (202人) 欠員数 138人(1人)	
		解嘱数	辞職	0		(0)
			死亡	1		(0)
			計	1		(0)
	随時(審査なし) (令和7年9月29日委嘱)	推薦者数	3	(0)	委員数 2,407人 (202人) 欠員数 141人(1人)	
		解嘱数	辞職	2		(0)
			死亡	4		(0)
			計	6		(0)
随時(審査なし) (解嘱のみ)	推薦者数	0	(0)	委員数 2,405人 (202人) 欠員数 143人(1人)		
	解嘱数	辞職	0		(0)	
		死亡	2		(0)	
		計	2		(0)	
令和7年	一斉改選 (令和7年9月18日答申) (令和7年12月1日委嘱)	推薦者数	2,045	(175)	委員数 2,045人 (175人) 欠員数497人(27人)	
		推薦者数	264	(16)		
	一斉改選(追加) (令和7年11月12日答申) (令和7年12月1日委嘱)	推薦者数	264	(16)	委員数 2,299人 (191人) 欠員数243人(11人)	
		推薦者数	10	(0)		
	随時(審査なし) (令和7年12月26日委嘱)	推薦者数	23	(3)	委員数 2,321人 (194人) 欠員数 221人(8人)	
		解嘱数	辞職	1		(0)
			死亡	0		(0)
			計	1		(0)
	随時(審査なし) (令和8年1月27日委嘱)	推薦者数	12	(1)	委員数 2,330人 (195人) 欠員数 212人(7人)	
		解嘱数	辞職	3		(0)
			死亡	0		(0)
			計	3		(0)

(注) ()は、児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員の数で、内数である。

令和7年度民生委員・児童委員の一斉改選に係る推薦状況について

地域共生社会推進課

任期満了に伴う民生委員・児童委員の一斉改選が、令和7年12月1日にあり、広島県（広島市、呉市及び福山市を除く。）からは、定数2,542名中、2,299名（欠員243名）を推薦した。市町別の推薦状況は次のとおり。

○市町別推薦状況

（単位：人）

市町名	定数		推薦数		未推薦数	
	民生委員 児童委員	主任児童 委員(内数)	民生委員 児童委員	主任児童 委員(内数)	民生委員 児童委員	主任児童 委員(内数)
竹原市	83	(7)	83	(7)	0	(0)
三原市	252	(22)	229	(22)	23	(0)
尾道市	371	(32)	338	(30)	33	(2)
府中市	121	(12)	98	(10)	23	(2)
三次市	189	(20)	163	(18)	26	(2)
庄原市	163	(16)	150	(16)	13	(0)
大竹市	68	(6)	51	(5)	17	(1)
東広島市	324	(20)	303	(19)	21	(1)
廿日市市	225	(16)	221	(15)	4	(1)
安芸高田市	129	(12)	123	(12)	6	(0)
江田島市	98	(8)	82	(8)	16	(0)
府中町	110	(6)	91	(6)	19	(0)
海田町	41	(2)	33	(2)	8	(0)
熊野町	48	(3)	44	(3)	4	(0)
坂町	34	(2)	28	(2)	6	(0)
安芸太田町	45	(3)	43	(3)	2	(0)
北広島町	77	(5)	73	(5)	4	(0)
大崎上島町	46	(3)	38	(2)	8	(1)
世羅町	69	(3)	67	(3)	2	(0)
神石高原町	49	(4)	41	(3)	8	(1)
合計	2,542	(202)	2,299	(191)	243	(11)

未推薦者については、各市町において候補者の選定を行っており、候補者が定まり次第、欠員補充分として国に推薦する。

II 身体障害者福祉専門分科会

【審査部会】

1 身体障害者の障害程度認定に係る答申について（令和6年4月～令和7年3月）（単位：件）

年度	区分	障 害 種 別										計
		肢体	視覚	聴覚等	心臓	じん臓	呼吸器	ぼうこう・直腸	小腸	免疫	肝臓	
令和6年度	該 当	107	2	7	11	4	49	1	-	-	1	182
	非該当	13	2	2	2	1	7	4	1	-	3	35
	合 計	120	4	9	13	5	56	5	1	-	4	217

(注) 上記区分における該当及び非該当とは、次のとおりである。

該 当＝身体障害者障害程度等級表に該当したもの

非該当＝身体障害者障害程度等級表に該当しなかったもの

《参 考》

令和5年度 身体障害者の障害程度認定に係る答申について（令和5年4月～令和6年3月）（単位：件）

年度	区分	障 害 種 別										計
		肢体	視覚	聴覚等	心臓	じん臓	呼吸器	ぼうこう・直腸	小腸	免疫	肝臓	
令和5年度	該 当	127	2	6	10	7	62	1	-	-	1	216
	非該当	21	1	2	1	1	3	2	2	-	1	34
	合 計	148	3	8	11	8	65	3	2	-	2	250

身体障害者手帳所持者数（令和7年3月31日現在）

（単位：人）

	障 害 種 別							計
	肢体	視覚	聴覚等	心臓	じん臓	呼吸器	その他内部	
県 所 管	19,691	3,121	3,894	6,964	2,831	940	2,188	39,629
広 島 市	19,006	3,214	3,664	7,534	3,332	888	2,486	40,124
呉 市	3,681	638	766	1,545	802	161	466	8,059
福 山 市	8,125	1,147	1,648	2,906	1,488	280	992	16,586
計	50,503	8,120	9,972	18,949	8,453	2,269	6,132	104,398

2 身体障害者福祉法第15条指定医師に係る答申について

区分	指 定 科 目										計	指 定 医師数 (実人員)
	肢体	視覚	聴覚等	心臓	じん臓	呼吸器	ぼうこ う ・直腸	小腸	免疫	肝臓		
令和6年度 新規指定 (件)	6	-	2	2	-	1	2	1	-	5	19	15

(注)一人が複数の科目で指定を受ける場合があるので、指定件数と指定医師数は異なる。

3 指定自立支援医療機関の指定に係る答申について

区分	医 療 の 種 類										
	眼科	耳鼻 咽喉科	口腔	整形 外科	形成 外科	中枢 神経	脳神経 外科	心臓脈 管外科	腎臓	腎移植	小腸
令和6年度 新規指定 (件)	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-

区分	医 療 の 種 類				計
	矯正 歯科	免疫	調剤	訪問 看護	
令和6年度 新規指定 (件)	-	-	18	4	22

(注)変更分のうち、答申を要したものを含む。

V 高齢者福祉専門分科会

【高齢者福祉専門分科会】

年度	区分	審議事項	審議件数
令和7年度	—	—	—

IV 社会福祉法人審査専門分科会

【社会福祉法人審査専門分科会】

年度	区分	審 議 事 項	審議件数
令和7年度	—	—	—